

会議の名称	令和4年第3回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年3月25日(金) 午後2時から 午後3時15分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第12号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第13号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第14号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に(案)について (4) 第15号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (5) 第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第17号議案 本庄市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について(追加)について (7) 第18号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則について(追加) (8) 第19号議案 本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令について(追加) (9) 第20号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について(追加) (10) 報告第11号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (11) 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について (12) 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (13) 報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

	<p>(14) 報告第15号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</p> <p>(15) 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>(16) 報告第17号 農業用施設(2a未滿)の設置に伴う届出について</p> <p>(17) 報告第18号 農地改良等に係る届出について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>6 閉会</p>
配付資料	<p>1 令和4年第3回本庄市農業委員会総会議事日程</p> <p>2 令和4年第3回本庄市農業委員会総会議案</p> <p>3 事務局連絡事項</p>
主管課	農業委員会事務局

## 議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第3回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。事務局長からも話がありましたとおり、まん延防止期間もやっと解除となりまして、これから活動本番の季節となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、今月も短時間のうちに皆さまの協力をいただきながら総会を進め</p>

	てまいりますので、よろしくお願いいたします。
事務局長	<p>本日、鳥澤委員と推進委員の福島正紹委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、11番永尾委員、12番田島敏包委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案送付時に配布しました議案5件及び報告8件に加えまして、本日、急遽、お手元に配布しましたとおり、追加議案として、4件を追加しまして、議事日程のとおり議案9件及び報告8件であります。</p> <p>まず、第12号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第12号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第12号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、売買による所有権移転3件及び贈与による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべて</p>

	<p>の要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、今回、整理番号2につきましては、議事参与制限に係る案件となりますので、まずは、整理番号2を除いた、整理番号1、整理番号3及び整理番号4について、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質問いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、本日、鳥澤委員が欠席ですので、同じ担当地区の鈴木幹雄推進委員から報告をお願いいたします。</p>
鈴木幹雄 推進委員	<p>推進委員の鈴木より、整理番号1について報告させていただきます。</p> <p>3月22日午後1時頃、鳥澤農業委員と、現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。保木野公会堂より南に400mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は59歳、本人の農業従事日数は150日です。農機具はトラクター2台、コンバイン2台、田植機1台、管理機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3についてですが、こちらも、鳥澤委員が欠席ですので、鈴木幹雄推進委員から報告をお願いいたします。</p>
鈴木幹雄 推進委員	<p>推進委員の鈴木より、整理番号3について報告させていただきます。</p> <p>3月22日午後1時30分頃、鳥澤農業委員と、現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。塩谷集会所より南西に250mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は贈与でございます。受人は以前から申請地を使用貸借により耕作しており、今回渡人より農地を譲りたいとの申し出があり申請に至りました。受人の年齢は70歳、本人の農業従事日数は250日です。農機具はトラクター1台、田植機1台、耕うん機1台、バインダー1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、永尾委員の報告をお願いいたします。</p>
永尾委員	<p>11番永尾より整理番号4について報告させていただきます。</p> <p>3月18日午後0時頃に、宮部豊徳推進委員より現地確認及び代理人から聴き取りを行った際の調査結果をいただきましたのでそちらに基づき報告させていただきます。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-4の地図をご覧ください。児玉地域包括支援センターより北に450mほどの場所に位置しております。</p>

	<p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は69歳、本人の農業従事日数は360日です。農業従事者数は本人とパート2名の計3名でございます。農機具はトラクター1台、田植機1台、耕うん機1台、噴霧器1台、管理機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1、整理番号3及び整理番号4の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1、整理番号3及び整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2ですが、推進委員の鈴木幹雄委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用しまして、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町保木野地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号2についてですが、鳥澤委員が欠席で、同じ担当地区の鈴木幹雄推進委員は議事参与で退出しておりますので、本日は、私から報告させていただきます。</p> <p>3月22日午後1時頃、鳥澤農業委員と鈴木幹雄推進委員が現地確認及び受人への聴き取り調査及び現地確認調査を行った際の調査結果をいただきましたので、これに基づき報告いたします。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。</p>

	<p>保木野公会堂より東に400mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は売買でございます。受人の年齢は64歳、養鶏業を営んでおり、本人の農業従事日数は350日です。所有する農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台。また、採卵鶏を約4,000羽飼育しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの、整理番号2の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。鈴木幹雄委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第13号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第13号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第13号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、8ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。田1筆及び畑7筆の面積合計15,346㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p>

	<p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありました。推進委員の桑原委員、宮部豊徳委員につきましては、利用権の設定等を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用しまして議事に参加できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第13号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第13号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第13号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。桑原委員、宮部豊徳委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第14号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第14号議案を説明いたしますので、9ページをご覧ください。</p> <p>第14号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、10ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、畑2筆、面積合計で、2,424㎡でございます。設定す</p>

	<p>る権利は賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第14号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第14号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第14号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第15号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします</p>
事務局長	<p>第15号議案を説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。</p> <p>第15号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、12ページをご覧ください。申請件数は1件でございます。以上でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたしますので、20ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張建設工事です。用途地域は、指定なしです。令和3年12月13日付けで、農振農用地区域から敷地拡張用地として除外されています。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不</p>

	<p>許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1について、坂爪委員の報告をお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪より報告します。3月20日午後1時頃、新井推進委員と現地確認調査と申請人への聴き取りを行いました。申請地につきましては、議案書13ページ、4-1の地図をご覧ください。申請地は、児玉工業団地東側の外周道路沿いに位置しております。</p> <p>申請事由は、敷地拡張建設工事です。申請人は本申請地の隣にある住宅で暮らしており、農業用の物置を新たに設置したいと考えており、自宅の敷地では手狭であることから本申請地を転用したく申請に到ったとのこと。農地を分断したり、農地の集団性に支障が生じないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、整理番号1についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第16号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第16号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、15ページ及び16ページをご覧ください。申請件数は、10件で、その内訳は所有権移転9件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号10を、順番に事務局から説明、地区担当</p>

	<p>委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まずは、整理番号1についてですが、次の整理番号2と受人及び申請事由が同一で、一体利用の申請であることから、整理番号1及び整理番号2を一括で事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び整理番号2を一括で説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをご覧ください。5-1及び5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号1並びに整理番号2について、私から報告いたします。3月21日午後1時30分頃、倉野内推進委員と現地確認並びに渡人より聴き取り調査を行いました。議案書17ページ、5-1、5-2の地図をご覧ください。地図の上側にある水道施設の高柳配水場に隣接した場所となります。申請地の周辺にはすでに太陽光発電施設が立ち並んでおり、許可にあたっては何ら問題ないかと考えられます。</p> <p>皆さま方の慎重審議、よろしく願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、18ページをご覧ください。5-3については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。</p>

	<p>なお、当該申請地につきましては、昭和58年頃、受人が渡人の父との話し合いにより自宅の浄化槽を設置し、現在まで利用していました。今般、土地等の財産を確認したところ、当該申請地は、農地転用の許可を得ておらず、農地法違反であることが分かったとのことでございます。申請人から始末書が提出され、農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	整理番号3について小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>整理番号3について、19番小賀野より報告いたします。3月18日午後2時30分頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。議案書18ページ、5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線JA児玉支店入口の交差点より南へ100mほどに位置しております。議案書15ページにお戻りください。申請事由は住宅敷地拡張用地ですが、現実には事務局からの説明のとおり、すでに40年近く浄化槽用地として利用されており、今般、申請地の取得にあたり始末書を添付しての許可申請であります。本来であれば浄化槽を撤去し、農地として原状回復すべきところですが、現状のままでの許可ということもあわせて申請するものであり、皆さま方のご理解と慎重審議をお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、19ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	整理番号4について、9番岡芹より報告します。3月22日午前9時30分頃から、荒井推進委員と現地確認を行いました。また、代理申請人から電話で聴き

	<p>取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書19ページ、5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、今井の金鑽神社より北西方向に400mほど進んだ集落の中に位置しております。周辺の状況は、申請地の西側は渡人の敷地に接しており、東側が市道で北と南側が民家の外壁に接しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書の15ページにお戻りください。申請目的は、住宅環境が良好な場所のため、建売分譲住宅用地として申請に到ったものです。申請地周辺は、北側と南側に住宅が点在し、東側と西側は農地が広がっていますが、周辺農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号5について、私から報告します。3月21日午前10時頃から、倉野内推進委員と受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地は、主要地方道秩父児玉線に面した遊休農地です。議案書20ページの5-5の地図をご覧ください。申請地の隣は業者の資材置場になっています。また、北側は太陽光発電施設となっています。今回、資材置場を作りたいということで申請があがったもので、申請者は水道業を営んでおり、工事量が増えてきており適当な場所を探していたところ、今回の場所に至ったとのことです。</p> <p>申請地周辺には農地が無く、他の農地に支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人

	<p>の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年12月13日付けで、農振農用地区域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-6については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷地拡張用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>18番坂爪より報告します。3月20日午後1時頃、新井推進委員と現地確認調査と渡人への聴き取りを行いました。申請地につきましては、さきほどの4条許可に係る申請地の隣であります。渡人と受人の関係は親子です。</p> <p>申請目的は分家住宅で、権利区分は使用貸借権です。受人は今の借家では手狭になり、将来を考え実家の隣に住宅を建設するというので、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>また、農地を分断したり、農地の集団性に支障が生じないことから転用に当たっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、平成30年6月14日付けで、農地転用の許可が下りておりましたが、事業継続を断念し、渡人よりその時の受人とは、不</p>

	<p>動産売買契約を締結しないことを約束する旨の誓約書が提出されております。今回、新たな受入との間での農地法第5条による農地転用の許可申請に至ったものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告させていただきます。3月19日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書22ページ、5-7の地図をご覧ください。申請地は児玉警察署より北へ150mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書15ページにお戻りください。申請目的は土地分譲用地としての所有権移転でございます。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入、分譲しその後販売する計画となっております。</p> <p>現地について調査しましたところ、宅地化が進んでいるため農地を分断する恐れもなく、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	<p>次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地位置図は、23ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、細野会長代理の報告をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>整理事業8について、1番細野が報告させていただきます。3月20日午前11時頃、細野林之助推進委員と現地確認を行いました。申請地については、議案書23ページ、5-8の地図をご覧ください。申請地は国道17号の北、医療施設の東側に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。譲受人と譲渡人の関係は</p>

	<p>親子です。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は家族4人で生活していますが、これから子どもの成長を考えて自己用住宅の建築が必要となり今回の申請に至りました。転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地位置図は、24ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号9について、細野会長代理の報告をお願いいたします。
細野会長代理	<p>整理事業9について、1番細野が報告させていただきます。3月20日午前11時頃、細野林之助推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書24ページ、5-9の地図をご覧ください。申請地は国道17号の北、医療施設の東側にあり、先ほどの5-8の申請地の南側に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転でございます。申請人は現在娘2人と生活しています。子どもたちの成長に伴い、長女より家を譲ってほしいと相談があり、現在の住まいを長女へ譲渡し、新しく自己用住宅の建築を計画しました。転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>また、農地を分断したり、農地の集団性に支障が生じないこと、周辺農地への影響や、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。

事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、25ページをご覧ください。5-10については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号10について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告させていただきます。3月21日午後1時20分頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書25ページ5-10の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉警察署より北西へ250mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書16ページにお戻りください。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転でございます。申請人は現在借家住まいであり、将来のために自己用住宅を建設したいと考え今回の申請に至りました。</p> <p>現地について調査しましたところ、宅地化が進んでいるため農地を分断する恐れもなく、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたりは特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	ただいま、整理番号1から整理番号10についての説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。
間正委員	整理番号5について、申請者が管工事組合ということで公共性があることは分かっていますが、以前に借りていた場所で騒音の問題でそこが借りられなくなったことがあります。そこで確認いたしますが、今回の申請地は民家からどのくらい距離が離れているかお伺いします。
田端会長	おおむね、100mほど離れているかと思います。
間正委員	事業の内容上、漏水が発生すると昼夜関係なく現場へ向かうため、特に夏場では窓を開けている民家も多く苦情が発生していたことから確認いたしました。
議長	<p>他にご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号10について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第17号議案「本庄市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第17号議案を説明いたしますので、本日お手元に配布させていただきました追加議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第17号議案、本庄市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本市における「行政手続における押印の見直し方針」に基づき、当該規則における押印の見直しを行うため、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、第13条に議事録の規定がされており、第2項中、「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改めるものでございます。別冊の追加議案資料1ページも併せてご覧ください。こちらが新旧対照表で、表の左側が改正前で、右側が改正後となります。第13条第2項の下線部分を改めるものでございます。議案書1ページに戻っていただき、附則は、施行期日を規定するもので、公布の日から施行することとしています。以上でございます。</p>
議長	<p>第17号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第17号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第17号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第18号議案「本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第18号議案を説明いたしますので、追加議案書2ページをご覧ください。</p> <p>第18号議案、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本市における「行政手続における押印の見直し方針」に基づき、当該規則における押印の見直しを行うため、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>議案内容ですが、第5条に規定する推薦及び手続きに係る推薦書及び応募書の様式第1号から様式第3号中の「印」を削るものでございます。</p> <p>別冊の追加議案資料2ページから6ページまでを併せてご覧ください。こちらが、様式第1号から様式第3号で、様式中にある氏名を記載する後ろに記載のある「印」の文字を削除するものでございます。議案書2ページに戻っていただき、附則は、施行期日を規定するもので、公布の日から施行することとしています。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第18号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第18号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第18号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第19号議案「本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第19号議案を説明いたしますので、追加議案書3ページ及び4ページをご覧ください。</p> <p>第19号議案、本庄市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務局における所掌事務の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、別冊の追加議案資料7ページ及び8ページをご覧ください。こちらが新旧対照表となります。第5条に規定されている所掌事務ですが、事務局内の2つの係、庶務係と農地係のそれぞれの所掌事務を見直し、改正するものでございます。</p> <p>まず、庶務係ですが、改正後の右側の表の太い下線カ所、第5号の「農地利用の最適化に関すること」及び第6号の「農地中間管理事業に関すること」の2つの号を第4号の次に加え、第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げるものです。</p> <p>その改正に伴いまして、農地係ですが、改正前の左側の表、第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号及び第7号を2号ずつ繰り上げ、また、8ページの右側の太線カ所ですが、農地係に第6号として「各種調査報告に関する</p>

	<p>こと」を加えるものでございます。</p> <p>議案書4ページに戻っていただき、附則は、施行期日を規定するもので、施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第19号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第19号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第19号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第20号議案、本庄市農業委員会事務局職員の人事異動についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第20号議案、本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げますので、追加議案書の5ページ及び6ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、人事異動通知書を発令したいので、承認を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>人事異動の内容についてご説明いたしますので、6ページをご覧ください。人事異動の内示になります。まず、上の表ですが、こちらは、転出者となります。旧所属基準つまり現在の任命状況が基準のものになります。左から現在の所属、役職、氏名、そして、発令内容として、新たな所属や役職等を記載しております。該当者は2名です。</p> <p>私、事務局長の早野につきましては、市長部局への出向になりまして、市民生活部長への発令で、発令日は、令和4年4月1日となります。小林主事につきましては、本人からの退職申出による退職発令となりまして、発令日は、令和4年3月31日となります。</p> <p>次に、下の表ですが、こちらが、転入者となります。新所属基準のものになります。該当者は、2名です。農業委員会事務局へは、上下水道部水道課の中西課長補佐兼業務係長が昇格しまして、農業委員会事務局長に、また、新採用職員の江森主事補が新たに、農業委員会事務局への発令でございます。発令日は、令和4年4月1日でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第20号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第20号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第20号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第11号から報告第18号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>まずは、報告第11号を説明いたしますので、議案書26ページをご覧ください。</p> <p>報告第11号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、27ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第12号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。</p> <p>報告第12号、農地法第3条の3の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第13号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>報告第13号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第14号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p>

ださい。

報告第14号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。

届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第15号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。

報告第15号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、別紙のとおり報告書が提出されましたので報告いたします。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が35ページ及び36ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

続きまして、報告第16号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。

報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたので、報告いたします。

通知内容については、38ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、2件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第17号を説明いたしますので、39ページをご覧ください。

報告第17号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。

届出内容については、40ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

	<p>続きまして、報告第18号を説明いたしますので、議案書41ページをご覧ください。</p> <p>報告第18号、農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決処分したので報告いたします。</p> <p>届出内容については、42ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第3回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会)</p>

令和4年第3回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年3月25日(金)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時15分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席			旭	戸塚 毅
5	塩原 廣一	出席		亀田 伸一郎		出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席	○	金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席	○		鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	欠席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	欠席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人